

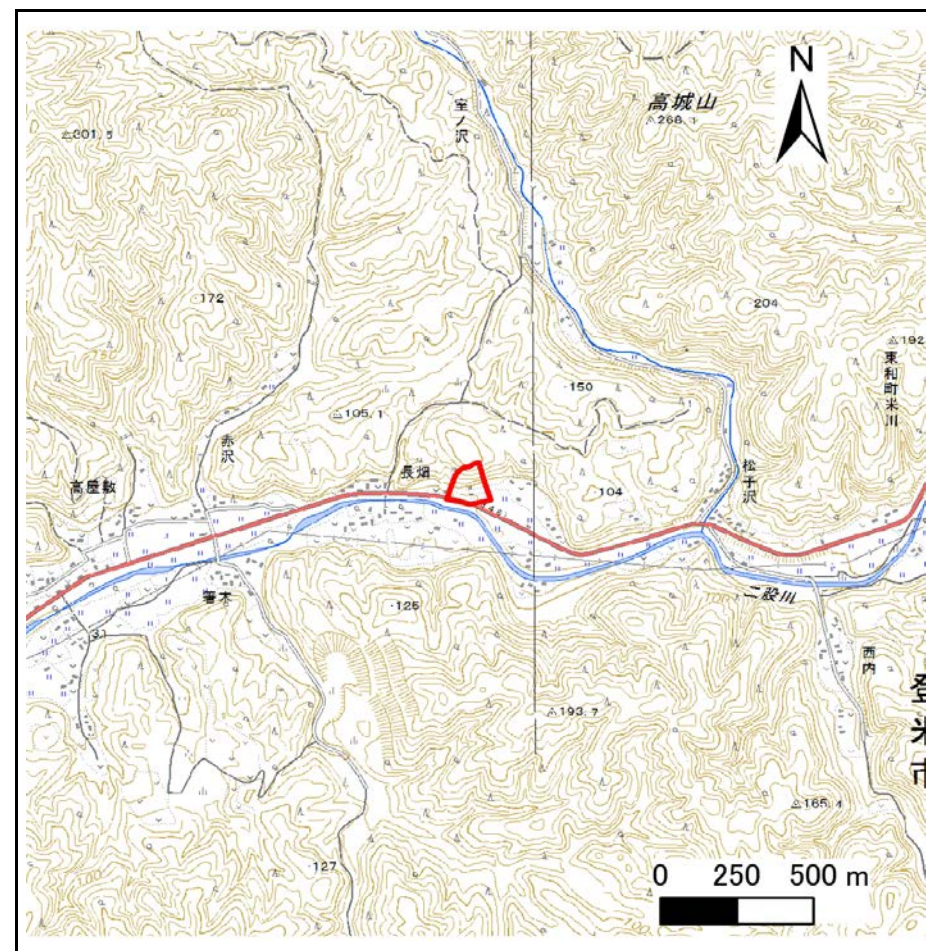
土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その1)

告示番号	宮城県告示第7号
告示年月日	令和2年1月7日

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
箇所番号	Ⅱ-自-1722(1321001722)
箇所名	北上沢の2
所在地	登米市東和町米川字北上沢
調査機関	宮城県東部土木事務所登米地域事務所



位置図 (S=1:200,000)



位置図 (S=1:25,000)

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図200000(地図画像)及び電子地形図25000を複製したものである。(承認番号 令1東複、第20号)

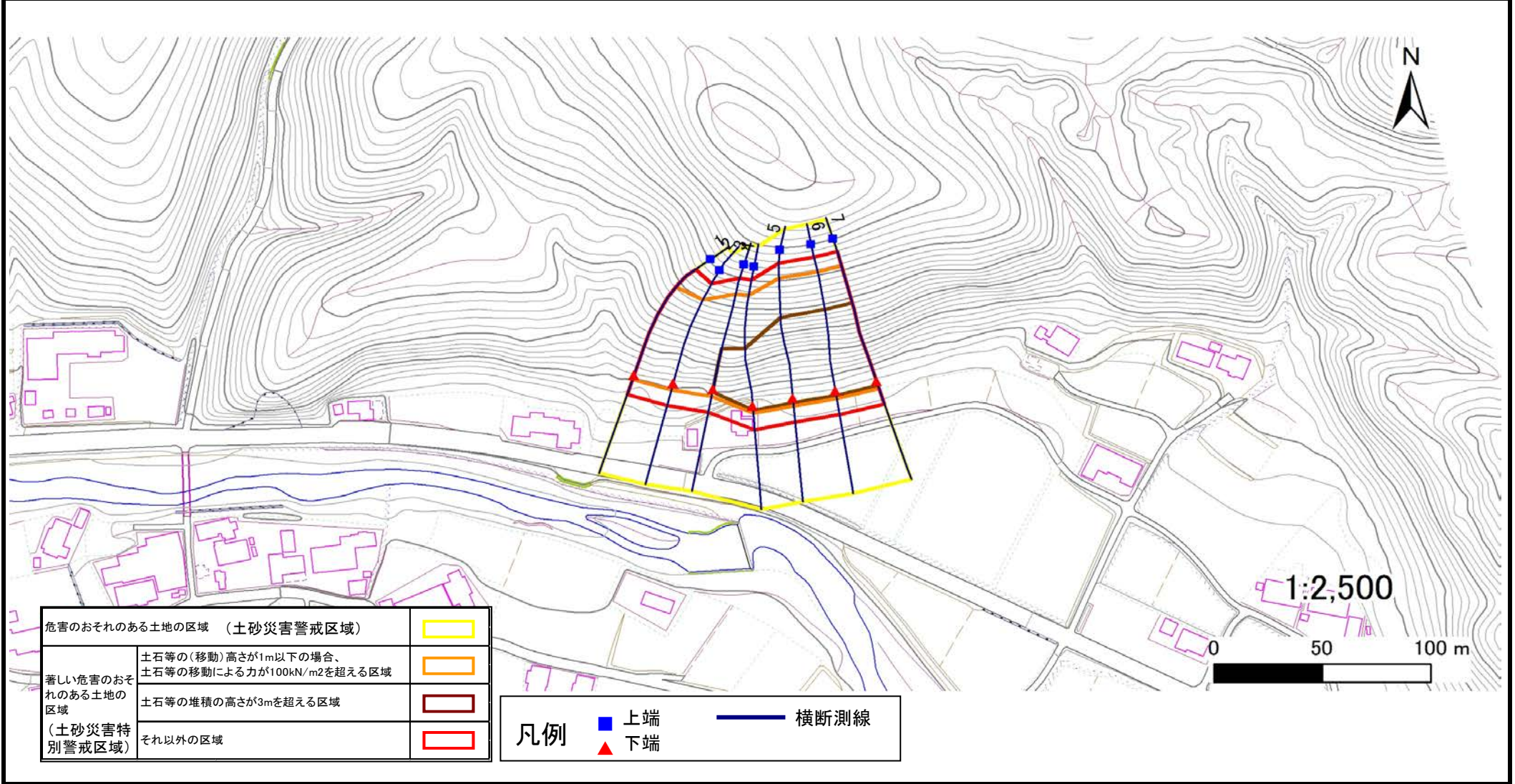
土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その2)

告示番号	宮城県告示第7号
告示年月日	令和2年1月7日

危害のおそれのある土地、著しい危害のおそれのある土地の設定図

調査年度	平成30年度
------	--------

急傾斜地の位置	箇所番号	II-自-1722(1321001722)	箇所名	北上沢の2	所在地	登米市東和町米川字北上沢
---------	------	-----------------------	-----	-------	-----	--------------



土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その3)

建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

告示番号	宮城県告示第7号
告示年月日	令和2年1月7日

急傾斜地の位置		箇所番号		II-自-1722(1321001722)				箇所名		北上沢の2		所在地		登米市東和町米川字北上沢						
横断側線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力				横断側線の区間				土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力			
	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域						土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域	
	力の大きさのうち最大のもの(Kn/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(Kn/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(Kn/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(Kn/m ²)	土石等の高さ(m)					力の大きさのうち最大のもの(Kn/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(Kn/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(Kn/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(Kn/m ²)	土石等の高さ(m)
1 ~ 2	148.39	1.00	100.00	1.00	-	-	15.16	3.00	~											
2 ~ 3	154.43	1.00	100.00	1.00	-	-	15.16	3.00	~											
3 ~ 4	159.41	1.00	100.00	1.00	20.18	3.99	15.16	3.00	~											
4 ~ 5	160.75	1.00	100.00	1.00	20.30	4.02	15.16	3.00	~											
5 ~ 6	161.91	1.00	100.00	1.00	20.47	4.05	15.16	3.00	~											
6 ~ 7	162.27	1.00	100.00	1.00	20.53	4.06	15.16	3.00	~											
~									~											
~									~											
~									~											
~									~											
~									~											
~									~											
~									~											
~									~											
~									~											
~									~											
~									~											
~									~											
~									~											
~									~											
~									~											
~									~											
~									~											
~									~											
~									~											
~									~											
~									~											
~									~											
~									~											
~									~											
~									~											
~									~											
~									~											
~									~											
~									~											
~									~											